

特定非営利活動法人コクリエ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コクリエという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県下新川郡朝日町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は富山県朝日町を起点に、地域に暮らす人々及び地域に関心がある人々に対して、移住定住の促進、関係人口の創出、地域振興、住環境などの整備に関する事業を行い、多様な価値観が共生し、誰もが希望や期待を感じられる持続可能な社会を共創する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 移住定住促進事業
- ② 空き家利活用促進事業及び宅地建物取引業
- ③ 地域環境保全事業
- ④ 地域振興事業
- ⑤ 関係人口創出事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の

社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の監事が総会において選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の理事会又は総会において後任の役員が選任された場合には、当該理事会又は総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的

記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。
(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 入会金及び会費の額

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事

会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了

後最初の総会において、その議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所

轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 善田 洋一郎

副代表理事 松下 博憲

副代表理事 安達 晴棟

監事 青木 元

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 2,000 円

正会員会費 個人 12,000 円 (1年間分)

法人 36,000 円 (1年間分)

(2) 賛助会員入会金 0 円

賛助会員会費 個人1口 3,000 円 (1年間分)

法人1口 10,000 円 (1年間分)

7 この定款の変更(第5条の変更)は、富山県知事の認証があった日から施行する。

これは、当法人の変更後の定款に相違ありません。

令和8年7月9日

富山県下新川郡朝日町南保1845番地

特定非営利活動法人コクリエ

理事 善田 洋一郎 印

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人コクリエ

1 事業実施の方針

本年度は、既存の移住定住促進および空き家利活用事業を安定的に継続しつつ、次年度からの宅地建物取引業の本格稼働に向けた市場調査、実務体制の整備、および関連機関への免許申請等の準備期間と位置づける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
①移住定住促進事業	朝日町からの受託事業である空き家バンクの運営、移住希望者に対する相談対応、情報提供、および地域案内等を実施する。	(A) 通期 (B) 朝日町内 (C) 4人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	5,311,734
②空き家利活用促進事業 及び宅地建物取引業	所有物件の貸付による住まいの提供、および空き家を活用したイベントスペースの提供・運営を実施する。 また、宅地建物取引業開始に向けた市場調査、事務所要件の整備、および免許申請手続き等を行う。	(A) 通期 (B) 朝日町内 (C) 2人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	2,943,254
③地域環境保全事業	(本年度は具体的な活動予定なし)	—	—	—
④地域振興事業	地元商工会等が実施する地域活性化事業等の補助・支援を行う。	(A) 通期 (B) 朝日町内 (C) 1人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	57,091
⑤関係人口創出事業	地域外の人材と連携したイベント等の企画・運営を実施し、関係人口の創出を図る。	(A) 通期 (B) 富山県内 (C) 1人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	11,301

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 物品販売事業	(本年度は具体的な活動予定なし)	—	—

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人コクリエ

1 事業実施の方針

本年度は、既存の移住定住促進および空き家利活用事業を継続しつつ、前年度の準備を経て、新たに宅地建物取引業を開始する。朝日町受託の空き家バンク運営（移住定住促進）と、当法人の宅建業による不動産流通（売買・賃貸の仲介）を両輪に据え、既存の物件貸付・スペース提供事業とともに、朝日町における空き家問題の解決と移住定住のさらなる促進を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
①移住定住促進事業	朝日町からの受託事業である空き家バンクの運営、移住希望者に対する相談対応、情報提供、および地域案内等を実施する。	(A) 通期 (B) 朝日町内 (C) 4人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	5,479,954
②空き家利活用促進事業 及び宅地建物取引業	所有物件の貸付による住まいの提供、および空き家を活用したイベントスペースの提供・運営を実施する。 宅地建物取引業法に基づき、空き家等の売買・賃貸の媒介業務等を開始し、流通を促進する。	(A) 8月～通期 (B) 朝日町内 (C) 2人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	5,365,204
③地域環境保全事業	(本年度は具体的な活動予定なし)	—	—	—
④地域振興事業	地元商工会等が実施する地域活性化事業等の補助・支援を行う。	(A) 通期 (B) 朝日町内 (C) 1人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	57,091
⑤関係人口創出事業	地域外の人材と連携したイベント等の企画・運営を実施し、関係人口の創出を図る。	(A) 通期 (B) 富山県内 (C) 1人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	11,301

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 物品販売事業	(本年度は具体的な活動予定なし)	—	—

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人コクリエ
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		120,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000		1,000,000
4. 事業収益			
(1) 特定非営利活動に係る事業			
① 移住定住促進事業収益	4,789,196		4,789,196
② 空き家利活用促進事業収益等	3,480,000		3,480,000
③ 地域環境保全事業収益	0		0
④ 地域振興事業収益	0		0
⑤ 関係人口創出事業収益	330,000		330,000
(2) その他の事業			
① 物品販売事業収益	0	0	0
5. その他収益			
受取利息	3,000		3,000
雑収益	0		0
経常収益計	9,722,196	0	9,722,196
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,040,000		2,040,000
給料手当	3,073,000		3,073,000
法定福利費	565,380		565,380
福利厚生費	15,000		15,000
人件費計	5,693,380	0	5,693,380
(2) その他経費			
業務委託費	0		0
諸謝金	0		0
印刷製本費	10,000		10,000
会議費	100,000		100,000
旅費交通費	50,000		50,000
車両費	120,000		120,000
通信運搬費	120,000		120,000
消耗品費	200,000		200,000
修繕費	300,000		300,000
水道光熱費	200,000		200,000
地代家賃	400,000		400,000
接待交際費	20,000		20,000
新聞図書費	20,000		20,000
減価償却費	400,000		400,000
保険料	180,000		180,000
諸会費	150,000		150,000
租税公課	250,000		250,000
研修費	10,000		10,000
支払手数料	100,000		100,000
その他経費計	2,630,000	0	2,630,000
事業費計	8,323,380	0	8,323,380
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		120,000
法定福利費	10,000		10,000
福利厚生費	8,000		8,000
人件費計	138,000	0	138,000
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費	1,000		1,000
消耗品費	10,000		10,000
広告宣伝費	10,000		10,000
接待交際費	150,000		150,000
諸会費	36,000		36,000
租税公課	1,000		1,000
研修費	40,000		40,000
支払手数料	0		0
その他経費計	283,000	0	283,000
管理費計	421,000	0	421,000
経常費用計	8,744,380	0	8,744,380
当期経常増減額	977,816	0	977,816
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
固定資産圧縮損	1,000,000		1,000,000
経常外費用計	1,000,000	0	1,000,000
経理区分振替額	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 22,184	0	△ 22,184
法人税、住民税及び事業税	71,000	0	71,000
当期正味財産増減額	△ 93,184	0	△ 93,184
前期繰越正味財産額	△ 140,808	0	△ 140,808
次期繰越正味財産額	△ 233,992	0	△ 233,992

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人コクリエ
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	120,000		120,000
2. 受取寄附金 受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等 受取助成金			0
4. 事業収益			
(1) 特定非営利活動に係る事業			
① 移住定住促進事業収益	4,789,196		4,789,196
② 空き家利活用促進事業収益等	4,800,000		4,800,000
③ 地域環境保全事業収益	0		0
④ 地域振興事業収益	0		0
⑤ 関係人口創出事業収益	330,000		330,000
(2) その他の事業			
① 物品販売事業収益	0	0	0
5. その他収益 受取利息	3,000		3,000
雑収益	0		0
経常収益計	10,042,196	0	10,042,196
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 役員報酬	2,040,000		2,040,000
給料手当	3,227,000		3,227,000
法定福利費	594,000		594,000
福利厚生費	15,000		15,000
人件費計	5,876,000	0	5,876,000
(2) その他経費 業務委託費	0		0
諸謝金	0		0
印刷製本費	10,000		10,000
会議費	100,000		100,000
旅費交通費	50,000		50,000
広報費	120,000		120,000
通信運搬費	120,000		120,000
消耗品費	200,000		200,000
修繕費	300,000		300,000
水道光熱費	200,000		200,000
地代家賃	400,000		400,000
接待交際費	20,000		20,000
新聞図書費	20,000		20,000
減価償却費	400,000		400,000
保険料	180,000		180,000
諸会費	1,557,550		1,557,550
租税公課	250,000		250,000
研修費	10,000		10,000
支払手数料	1,100,000		1,100,000
その他経費計	5,037,550	0	5,037,550
事業費計	10,913,550	0	10,913,550
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬	120,000		120,000
法定福利費	10,000		10,000
福利厚生費	8,000		8,000
人件費計	138,000	0	138,000
(2) その他経費 会議費	30,000		30,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費	1,000		1,000
消耗品費	10,000		10,000
広告宣伝費	10,000		10,000
接待交際費	150,000		150,000
諸会費	36,000		36,000
租税公課	1,000		1,000
研修費	40,000		40,000
支払手数料	0		0
その他経費計	283,000	0	283,000
管理費計	421,000	0	421,000
経常費用計	11,334,550	0	11,334,550
当期経常増減額	△ 1,292,354	0	△ 1,292,354
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
固定資産圧縮損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 1,292,354	0	△ 1,292,354
法人税、住民税及び事業税	71,000	0	71,000
当期正味財産増減額	△ 1,363,354	0	△ 1,363,354
前期繰越正味財産額	△ 233,992	0	△ 233,992
次期繰越正味財産額	△ 1,597,346	0	△ 1,597,346